



災対法改正と地域防災計画の見直し 情報共有が自治体間協力の鍵 従来の伝達系統、維持は愚策

山梨大学地域防災・マネジメント研究センター長

鈴木 猛康

災害対策基本法の改正案について6月18日号を取り上げました。改正案は6月20日に衆議院本会議で可決、成立し、施行されました。災害対策基本法の主な改正点は表に示す通りです。災害対策基本法の改正が、具体的に自治体の地域防災計画に反映されなければ意味がありません。そこで、今回は、地域防災計画の見直しに当たって留意する事項をまとめました。

表の(1)～(5)は、大規模広域災害を対象とした改正項目です。大規模災害では複数の市町村が機能を喪失しますし、都道府県にも庁舎の被災、職員の被災によって大幅な機能低下が発生します。したがって市町村機能を都道府県が補い、また都道府県機能を国が補うのはもちろんのこと、異なる都道府県間、市町村間の相互協力、隣接都道府県、市町村の連携等、これまでの縦割り行政になかった横の組織連携が必要となります。

同規模・同主要産業の自治体と提携

市町村はまず隣接市町村と具体的な災害を想定した相互協力について検討し、お互いに協定を締結してください。また、同時に被災する可能性の少ない、ある程度地理的に離れ、同規模かつ同様な主要産業を有するような複数の市町村と相互協力協定を締結し、人事交流を図ってください。相手先の自治体の事情や職員の顔をどれだけ知っているかが、円滑な支援実現の決め手となります。このような相互協力について、地域防災計画では具体的に記述してください。

表 災害対策基本法改正の概要

No.	改正の内容
大規模広域な災害に対する即応力の強化	
(1)	発災時の積極的な情報収集・伝達・共有を強化するため、市町村が被害状況の報告ができない場合に都道府県が情報収集を行うべき責務等を規定。
(2)	地方公共団体間の応援について、都道府県・国による調整規定を拡充するとともに、対象業務を避難所運営支援、施設の修繕などの応急対策一般に拡大。
(3)	平素の備えの強化として、官民の防災機関が他主体との相互応援を円滑化できるよう、防災計画や協定で相互応援等を進める努力義務を規定。
大規模広域な災害時における被災者対応の改善	
(4)	救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みとして、市町村は都道府県に、都道府県は国に対し、救援物資・資材の供給を要請できることを規定。また、指定公共機関である運輸事業者に運送を要請できることを規定。
(5)	市町村や都道府県の区域を超える被災住民の受け入れ(広域避難)が円滑に行われるよう、地方公共団体間の被災住民の受け入れに係る手続や、都道府県・国による調整手続の規定を創設。
教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上	
(6)	地域の住民が災害教訓を伝承する努力義務を明記するとともに、官民の防災機関が防災教育を行うことの努力義務も規定。
(7)	地域防災計画を定める地方防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者や学識経験のある者のうちから知事や市町村長が任命できることを規定。

被災市町村の被害状況報告を都道府県や相互協力協定先の市町村が代替し、都道府県や市町村が被災市町村の避難所運営や支援物資供給を代替するためには、被災市町村に代わって情報管理ができることが条件となります。被災市町村を支援する自治体は、被災市町村と一体となって情報を共有し、災害対応に当たるために、情報共有システム

の導入は欠かせません。

都道府県の地域防災計画には、予警報伝達系統図、水防警報伝達系統図等の情報伝達経路が示されており、そこには電話番号やファックス番号が付記されています。市町村はその中から各市町村関連部分を抽出し、地域防災計画に同様な系統図を記載しています。このような系統図を変更することなく、電話、ファックスに情報共有システムによる伝達を加えるだけの修正をしないでください。これまでのファックスをPCの画面に、すなわち手書きをキーボード入力に置き換えることが、情報システム活用のメリットではありません。登録された情報が一瞬にして組織間で共有され、登録情報を検索、整理、集計、分析できることが、情報システム利用のメリットです。

ところが、情報伝達経路を示す系統図が従来のままだと、ファックスと同じ画面にキーボード入力し、その登録画面を情報伝達先が画面上で確認した上で、さらに次の情報伝達先に送る、という仕様の情報共有システムが構築されてしまっています。これまで災害情報システムが実災害時に役立たなかった理由は、こんなところにあるのです。

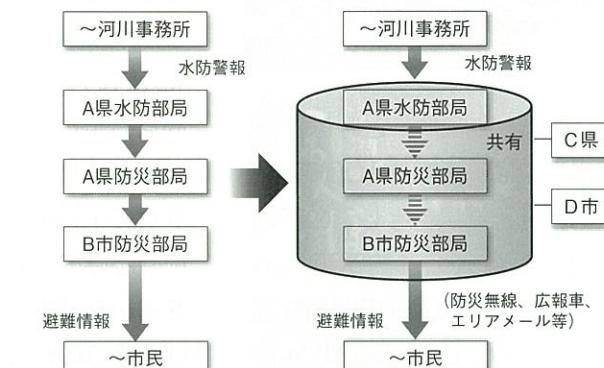
クラウドを使えば遠隔提携市も状況把握可能

図は河川管理者からの水防警報伝達系統図の例です。従来は左の系統で伝達された警報は、右のようなデータベースで共有され、伝言ゲームはなくなります。大規模災害で被災市町村が機能を喪失したとき、相互協力先のC県やD市がクラウドシステムを用いて被災市町村に代わって情報管理を行うことも可能です。被害報告、救援物資供給、広域避難等、どの業務の支援にも、情報共有システムを用いた状況認識統一は欠かせません。

項目(6)、(7)は教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画です。河川が整備され、都市開発が進み、都市の外観は大きく様変わりし、災害に対する都市の抵抗力が高まったとしても、自然の脅威はやはり繰り返し同じ地域を襲います。災害発生の時間間隔が長くなればなるほど、次に発生する災害の規模が大きくなるのも事実です。地域

防災計画の見直しの際には、地域の災害履歴の詳細を資料としてまとめ、貴重な災害履歴を住民が閲覧し、地域の防災に役立てる具体的な仕組みを明記していただきたい。地方指定公共機関である地域のメディアの協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を活用すればさらに効果的です。

図 新しい水防警報伝達系統のイメージ(右)



地域防災計画に防災教育を規定することは大切ですが、防災教育を小中高校のレベルに留めないでいただきたい。行政、地方指定公共機関、消防団、ボランティア団体、地域コミュニティ等のすべての組織レベルで、都道府県単位の防災教育カリキュラムを構築する必要があります。

地方防災会議の委員に住民や学識経験者を加えるだけで、地域防災が向上するわけではありません。地域防災に関わる多様な利害関係者が、地域防災に関わる情報を共有し、役割分担、責任関係を明確にし、新たな制度を積極的に導入して地域防災に取り組む態勢、すなわち地域防災ガバナンスを構築する必要があります。

山梨には「無尽」という相互扶助制度がいまだに生活に溶け込んでいます。地域防災ガバナンスとは、防災に関わる様々な無尽会を形成し、各防災無尽会を組織的に束ねる仕組みと言えます。市町村防災会議は最上位の防災無尽会です。ここでは各防災無尽会の代表者が行政と平等な立場で意見交換し、役割分担を確認し合い、合意形成するべきです。住民には市の防災予算に口を出す権利が与えられると共に、自助、共助で役割を果たす義務が生じます。